

函館市小児慢性特定疾病審査会設置要綱

第1 目的

函館市における小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について、適正かつ慎重に審査するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づき、函館市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2 事業

この審査会は、第1の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 法第19条の3第4項に規定する審査を行うこと
- (2) その他必要な事業

第3 組織

- 1 この協議会は、委員6名以内で組織する。
- 2 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が任命または委嘱する。
- 3 審査会に会長を1名おき、その選出は委員の互選による。

第4 運営

- 1 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 審査会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が会議の議長となる。

第5 任期

- 1 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市長は特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任し、

また解嘱することができる。

第6 事務局

審査会の事務局は、子ども未来部母子保健課におく。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は審査会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日に委嘱する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 函館市小児慢性特定疾患対策協議会要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

ただし、この要綱の施行の日以後に「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」（平成17年2月21日雇児発0221001号雇用均等・児童家庭局長通知）の規定による小児慢性特定疾患治療研究事業に関して対象疾病の判定および治療期間の検討がなされた場合は、旧要綱の相当規定により行われた事業とみなし、その時点において旧要綱は存続しているものとみなす。